

『南相木村地域おこし協力隊』募集要項【行政連携型】

南相木村は、豊かな自然に囲まれた山あいの村です。村内には、南相木川の清流、四季折々の山々、滝、温泉、キャンプ場、ダムなどの観光・地域資源があります。

一方で、村の魅力は観光地としての見どころだけではありません。日々の暮らし、地域の人の温かさ、季節ごとの行事や農業をはじめとした地域の営み、子育てや移住後の生活環境など、村で暮らしているからこそ見えてくる日常の価値が数多くあります。

しかし、こうした魅力は長く居住していると見慣れてしまい、魅力として発信できなくなってしまうます。また役場内の限られた体制だけでは、日常的な取材、撮影、編集、SNS 投稿、村ホームページ更新などに十分な時間を割くことが難しい状況にあります。

そこで南相木村では、外部の視点を持ちながら地域に入り込み、村の魅力を掘り起こし、SNS や村ホームページ等を活用して情報発信・地域プロモーションを担当する「地域おこし協力隊」を募集します。

雇用関係の有無	あり
業務概要	(1) SNS などを用いた村の魅力発信に関する活動 ・ Instagram、Facebook、LINE、YouTube 等を活用した南相木村の情報発信 ・ 投稿内容の企画、文章作成、画像加工、動画編集、投稿管理 ・ ふるさと納税返礼品や地元商品の発信 (2) 写真・動画の撮影及び編集に関する活動 ・ 村内の風景、行事、イベント、観光施設、地域活動等の撮影 ・ 村民、地域団体、事業者、移住者等への取材及び撮影 ・ ショート動画、PR 動画、記録動画等の作成 (3) 村ホームページの管理更新に関する活動 ・ 南相木村ホームページの管理及び更新 ・ 村からのお知らせ、イベント情報、観光情報、移住定住情報等の掲載 (4) 村 CATV の管理運営に関する活動 ・ CATV 番組、文字放送、告知放送等の企画、制作、編集、放送管理 ・ 式典、イベント、地域活動等の撮影及び放送用素材の作成 (5) その他、行政との連携による地域活性化に関する活動 ・ 企画、移住施策業務の補助等
募集対象	(1) 令和 9 年 4 月 1 日現在で概ね 20 歳以上 40 歳以下の方

	(2) 現在、三大都市圏又は地方都市（過疎地域等条件不利地域指定の市町村以外）に居住し、委嘱後に南相木村に住民票を異動し居住できる方 (3) 普通自動車免許(AT 限定可)を取得している方 (4) パソコンの基本操作（Word、Excel）及び SNS の知識を有し、村内外に情報発信を行える方 (5) 集落になじむ意思があり、住民とともに地域活性化に取り組む意欲のある方 (6) 地域の活動やイベントにも参加できる方 (7) 防災・消防活動等に協力できる方 (8) 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当しない方
募集人数	1 名
活動場所	南相木村役場（村内全域） ただし、広報活動等により村外で活動する場合があります
活動日数・時間	活動日数 原則として週 5 日（土・日・祝日に勤務をする場合があります） 活動時間 8 時 30 分から 17 時 00 分（休憩時間 1 時間） 週 37 時間 30 分※ ※活動業務の都合により、勤務時間を超えて勤務する場合があります。
雇用形態・期間	雇用形態 南相木村地域おこし協力隊（会計年度任用職員）として南相木村長が任用します。 委託期間 委嘱の日から当該年度の末日までとします。ただし、勤務成績等を勘案し再度の任用を行う場合があります。（最長 3 年間）
給与・賃金等	基本給 月額 200,000 円 期末手当 支給（年 2 回 6 月、12 月）
待遇・福利厚生	社会保険 会計年度任用職員（パートタイム）として、健康保険、厚生年金保険、雇用保険等が適用されます（詳細は任用時に説明）。 住 居 住居は村で確保し、任用期間中の家賃は村が費用を負担します。 車 両 活動に必要な自動車（公用車）は村で用意し、燃料費も村が負担します。 活動経費 活動経費は協議の上必要に応じて予算の範囲内で村が負担します。 有給休暇 11 日/年（任用から 1 年ごとに 1 日加算されます）
申込受付期間	令和 8 年 9 月 1 日～令和 8 年 10 月 30 日
審査方法	(1) 応募方法 応募用紙に記入の上、履歴書を添えて南相木村役場総務課に郵送、持参または下記のメールアドレスに送付してください（応募用紙は南相木村ホームページに掲載しています）。 (2) 選考方法 第 1 次選考 書類審査 第 2 次選考 面接（現地で 1 ～ 2 回） (3) 結果のお知らせ 第 1 次選考（書類審査） 募集期間終了後 1 週間以内に通知します。 第 2 次選考（面接） 面接審査終了後 1 週間以内に通知します。

参考 URL	https://www.minamiaiki.jp/
参考	(1) 南相木村地域おこし協力隊終了後、情報発信等を担う専属の職員として採用される可能性があります。 (2) 住宅については、村営住宅や空き家を借上げ無償で用意します。 (3) 応募・転居等に伴う経費についてはご自身でご負担いただきます。
お問い合わせ先	南相木村役場 総務課 企画財政係 〒384-1211 長野県南佐久郡南相木村 3525 番地 1 電話：0267-78-2121 FAX：0267-78-2139 メール：ijyu@vill.minamiaiki.nagano.jp 担当：中島、猿谷